

過年度の介護保険料の賦課誤りについて

過年度(平成27年度分～令和3年度分)の介護保険料の賦課誤りがあり、過大徴収と過大還付の事案がありました。概要については以下の通りです。

1 対象保険料

平成29年度～令和5年度に、変更(遡及賦課)した平成27年度分～令和3年度分の介護保険料

2 対象者および金額

(1) 過大徴収した人数および金額 17人 361,884円

(2) 過大還付した人数および金額 15人 299,571円

3 対応

(1) 過大に徴収した方

市内在住者には、謝罪および経緯のご説明のため直接訪問し、また、市外在住者には、通知書等を郵送しました。その後、請求者に対し過大徴収分を返還しました。

(2) 過大に還付した方

介護保険法による保険料を変更できる期間を過ぎているため、過大還付分については返還を求めません。

4 原因

介護保険法における保険料の遡及賦課できる期間の解釈の誤りによるもの。

平成27年4月に改正された介護保険法(第200条の2)により、「保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後においては、することができない」とされ、介護保険料の賦課決定の期間制限が設けられました。

「最初の保険料の納期」について、特別徴収(年金からの差引き)の場合は、年金保険者が市に納入する期限である5月10日とすべきところ、普通徴収(納付書・口座振替)の第1期納期限である6月末日に設定していました。

このため、特別徴収の方の保険料を変更(遡及賦課)できる期間は、当該年度の2年後の5月10日までとなりますが、これを経過した日(5月11日)以降においても変更(遡及賦課)していました。

5 再発防止策

今後、法改正の際は、複数人での確認等によりチェック体制を強化し、再発防止に努めます。

6 担当課 春日市 地域共生部 高齢課 課長 大坪(おおつぼ)

春日市原町3丁目1番地5

TEL 092-584-1111(代) FAX 092-584-1145

E-mail kaigo@city.kasuga.fukuoka.jp

【リリースに関する問い合わせ】

春日市 経営企画部 秘書広報課 広報広聴担当

〒816-8501 福岡県春日市原町3-1-5

電話 092-584-1111(代) Fax 092-584-1145

E-mail koho@city.kasuga.fukuoka.jp Web <https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/>